

**神奈川県（政令・中核市及び特定市町を除く）における処遇改善等加算Ⅱ
に係る研修修了要件取扱要領**

1 保育所・地域型保育事業所

(1) 対象の研修

原則として、平成 29 年度以降の研修を対象とするが、「3 (ア) 提出物」によって、下記に定める研修と内容が同等であると認められる場合は、平成 28 年度以前に受講した研修についても対象とする。

(ア) 県が実施する平成 29 年度以降の保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修

(イ) 指定（※）を受けた機関が実施する保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修

※ 保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく指定

(ウ) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）の一部施行（令和 4 年 7 月 1 日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（以下、「旧免許状更新講習」という。）及び免許法認定講習

※ 上記旧免許状更新講習及び免許法認定講習については、「幼児教育」を修了したとみなす。

(エ) 保育所等における園内研修

※ 県が認めた園内研修に限り、対応する研修分野の研修に関して 1 分野最大 4 時間の研修時間が短縮されるものとする。

その場合、修了証が交付されている研修と併せて 15 時間以上になるようにすること。なお、(ア) 及び (イ) の一部研修については、全カリキュラムを修了しない場合は修了証が交付されないので、留意すること。

2 幼稚園・認定こども園

(1) 対象の研修

原則として、平成 29 年度以降の研修を対象とするが、「3 (ア) 提出物」によって、下記に定める研修と内容が同等であると認められる場合は、平成 28 年度以前に受講した研修についても対象とする。

(ア) 都道府県又は市町村（教育委員会を含む）が実施する研修

(イ) 県が適当と認める幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体が実施する研

(ウ) 大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、独立行政法人教職員支

- 援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)が実施する研修
- (エ) その他県が適当と認める者が実施する研修
 - (オ) 幼稚園・認定こども園における園内研修
 - (カ) 旧免許状更新講習及び免許法認定講習
 - (キ) 保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修

3 研修修了要件の確認について

(7) 提出物

- ア 職員別研修受講歴一覧及び研修受講歴一覧（以下、「一覧表」という。）
- イ 研修を修了したことがわかる書類の写し（加算認定自治体または指定機関が発行する保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修修了証、教育委員会が発行する教育職員免許状授与証明書や大学等が発行する証明書など）
なお、旧免許状更新講習については、「更新講習修了確認証明書」、「有効期間更新証明書」または「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書」をもって研修を修了したことがわかる書類とする。
- ウ 園内研修実施状況報告書（園内研修を対象の研修に加える場合のみ）
- エ 以下の確認項目が確認できる書類（研修要領やシラバスなど）

【確認項目】

受講日、研修名、実施主体、研修内容、受講時間（休憩時間を除く）

※ 以下の研修を受講した場合は不要とする。

- ・ 県が実施する平成 29 年度以降の保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修
- ・ 指定を受けた機関が実施する保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修
- ・ 都道府県又は市町村(教育委員会を含む)が実施する研修
- ・ 県が適当と認める幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体が実施する研修
- ・ 大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)が実施する研修
- ・ 旧免許状更新講習及び免許法認定講習

(イ) 確認方法

- ア 各施設は、一覧表を作成し、必要書類と併せて施設が所在する市町村に提出する。
- イ 市町村は、各施設から提出された一覧表及び必要書類が全てそろっていることを確認する。

ウ 市町村は、対象職員の受講歴のうち、県主催の保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修について、一覧表に記載の内容と修了証が一致しているかを確認し、確認欄に確認した日付を記載する。

エ 市町村は、対象職員の一覧表と県主催の保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修以外の修了証等の写しを県へ提出する。

オ 県は、県主催の保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修以外の研修について、一覧表に記載の内容と修了証等の提出物の内容が一致しているかを確認し、確認欄に確認した日付を記載する。

カ 県は、確認済の一覧表を市町村へ返却し、市町村は各施設へ返却する。

キ 施設は、確認欄を確認し、確認欄に日付が記載された職員分の処遇改善等加算Ⅱの申請を行う。